

○京都府立大学ゼロカーボンキャンパス 推進センター規程

(令和 7 年京都府立大学規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立大学学則（平成 20 年京都府立大学規則第 1 号）第 10 条の規定により、京都府立大学ゼロカーボンキャンパス推進センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、京都議定書誕生の地・京都の「知の拠点」として、本学がキャンパスのカーボンニュートラルの実現に向けて、全学をあげて教育、研究、率先的行動に取り組み、その成果を社会に還元することで、地球温暖化対策の一層の推進に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 センターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学の温室効果ガス排出・吸収量の把握
- (2) 上記に基づくカーボンニュートラルロードマップの策定
- (3) 演習林を活用した森林吸収源対策の調査研究
- (4) カーボンニュートラルに貢献する教育研究情報の収集
- (5) カーボンニュートラルに係る啓発活動の推進
- (6) その他、センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 4 条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部から選出された教員（以下「学部選出教員」という。）
- 2 センター長は、教員の中から学長が任命する。
 - 3 副センター長は、センター長の指名により学長が任命する。
 - 4 学部選出教員は、所属学部又は所属研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。
 - 5 センターには、第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる者のほか、センター長が学長の下承を得て、地球温暖化対策に知見を有するアドバイザーを置くことができる。

(職務)

第 5 条 センター長は、センターの業務を総括する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その

職務を代行する。

(任期)

第6条 第4条第1項に定める者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第7条 センターの運営及び業務の推進に関する事項を協議するため、センター長は運営会議を開催するものとする。

2 運営会議は第4条第1項に掲げる者をもって構成し、センター長が必要と認めるときは、それ以外の者を参加させることができる。

(事務局)

第8条 センターの事務は、関係する部局の協力を得て企画・地域連携課が処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。